

## 【ニュージーランド】2010年選挙国民投票法と選挙制度の改正に関する 2011年国民投票

海外立法情報調査室・河島 太郎

\* ニュージーランドでは、2010年選挙国民投票法に基づいて2011年11月26日に議会選挙制度の改正等に関する国民投票が実施され、その結果、現行小選挙区比例代表併用制の存続が確実な情勢となった。今後は、現行選挙制度の部分的な見直しが行われる予定である。

### 背景

かつてニュージーランドの選挙制度は単純小選挙区制（First Past the Post system: FPP。小選挙区で最多得票者を当選とする制度）であったが、その改正には議会議員75%以上の多数決又は国民投票による承認が必要とされていた（1956年選挙法（1956年法律第107号）第189条第1項(f)）。1987年総選挙で二大政党中得票の多い労働党ではなく得票の少ない国民党が多くの議席を得て政権に就いたこと等から、1991年選挙国民投票法（1991年法律第152号。以下「1991年法」）が制定され、FPPの改正の可否（A票）及び改正を前提として望ましい選挙制度の選択（B票）に関する国民投票が1992年9月19日に実施された。A票の過半数が選挙制度の改正に賛成したことから（注1）、B票の最多数を得た小選挙区比例代表併用制（Mixed Member Proportional system: MMP。議席全体を比例代表制で各党に配分しつつ、各党内では一部の議員をFPPで、その他の議員を名簿登載者から選出する制度）を採用する1993年選挙法（1993年法律第87号。以下「現行選挙法」）の制定の可否を問う国民投票が1993年選挙国民投票法（1993年法律第86号）により改めて1993年11月6日に行われ、その承認を得て現行選挙法が施行された（注2）。なお、同法上も、MMPの改正には議会議員75%以上の多数決又は国民投票による承認が必要である（第268条第1項(f)）。

MMP導入後最初の1996年総選挙で、二大政党はともに議席の過半数を得られず、第3党のニュージーランド・ファーストが連立相手として鍵を握った。国民党と対立して選挙期間中政策の近い労働党と連立を組むと見られていたニュージーランド・ファーストが二大政党との長期交渉の後に有権者の期待に反して国民党と連立を組んだことや、その後の連立政権の失敗等から、MMPに対する世論の支持は漸減した（注3）。

### 2010年選挙国民投票法

元来MMPに反感のある国民党は、政権を失った1999年総選挙以降MMPの改正を再び国民投票に付すことを選挙公約に掲げ、2008年総選挙で政権に復帰し、2010年選挙国民投票法（2010年法律第139号。以下「2010年法」）が制定された。2010年法には、①総則（第1章）、②国民投票の手続（第2章）、③国民投票運動規制（第3章）、④MMP存続が確定した場合におけるその細部の検討及び雑則（第4章）、⑤国民

投票用紙の様式(第1附則)、⑥国民投票の対象となる各選挙制度の仕組み(第2附則)、⑦選挙訴訟申立書の様式(第3附則)の規定がある。2010年法第8条第1項及び第1附則の規定により、現行MMPの改正の可否(A票)及びその改正を前提として望ましい選挙制度の選択(B票)に関する国民投票が2011年に実施されることとされた。A票の50%以上がMMPの改正に反対したときは、選挙委員会がMMPの細部を検討して意見を公募し、その改正の勧告等の報告書を2012年10月31日までに法務大臣に提出する(2010年法第75条及び第78条第1項)。なお、国民党政権は、A票の50%超がMMPの改正に賛成したときは、現行選挙法を改廃してB票の最多数を得た選挙制度を採用する法律の制定に必要な国民投票を2014年に行うと公約していた(注4)。

⑤・⑥によれば、A票ではMMPの改正の可否に、B票ではFPP、選択投票制(Preferential voting system: PV)、単記移譲式投票制(Single transferable vote system: STV)、小選挙区比例代表並立制(Supplementary member voting system: SM)のいずれかに投票することとなる。なお、PVは、小選挙区の過半数得票者を当選人とする制度であり、各候補者に順位を付して投票し、当選人がなければ最少得票者を落選としその得票を順位に従い他の候補者に移譲しながら当選人を決定する。また、STVは、定数2以上の選挙区で当選基数《計算上当選に必要な十分な得票》以上の票を得た者を当選人とする制度であり、各候補者に順位を付して投票し、当選基数を超える過剰得票や落選者の得票を順位に従い他の候補者に移譲しながら定数分の当選人を決定する。

### 選挙制度の選択に関する2011年国民投票

国民投票の結果、A票では有効投票の57.77%がMMPの改正に反対した。B票ではFPPが46.66%、SMが24.14%、STVが16.73%、PVが12.47%の支持を得た(注5)。

今回の国民投票は、MMPの導入に至る2回の国民投票のうち第1回の1991年法上の国民投票に相当する拘束力のない諮問的国民投票とされている(1991年法第3条、2010年法第4条)(注6)。ただ、国民投票の結果は、MMPの当面の存続を確実にし、議会の立法裁量を事実上ある程度拘束すると見る余地もあろう。ともあれ、選挙制度の抜本改正手続として2回の国民投票を経る方式が踏襲されたことは注目に値しよう。

注(インターネット情報は2011年12月16日現在である。)

- (1) 河島太郎ほか「国民の選択する選挙制度」『レファレンス』505号, 1993.2, pp.5-45.
- (2) 河島太郎「国民の選択した選挙制度」『レファレンス』518号, 1994.3, pp.96-107.
- (3) Raymond Miller and Pierce Lane, "Future of the MMP Electoral System" *New Zealand Government & Politics*. 5th ed., Oxford: Oxford University Press, 2010, pp.173-174.
- (4) John Wilson, "Parliamentary Voting Systems in New Zealand and Referendum on MMP" *Parliamentary Research Paper*. 2011/03 (Nov. 2011), p. 17.  
<<http://www.parliament.nz/NR/rdonlyres/EE86F1B4-85D3-44F9-8839-DF56BF08C42C/206392/ParliamentaryVotingSystemsInNewZealandformattedfor.pdf>>
- (5) Electoral Commission, "Overall Results - 2011 Referendum on the Voting System"  
<[http://www.electionresults.govt.nz/electionresults\\_2011/referendum.html](http://www.electionresults.govt.nz/electionresults_2011/referendum.html)>
- (6) ただし、1991年の国民投票は、投票の過半数が選挙制度の改正に賛成した場合における1993年国民投票の実施が1991年法附則で定められていた点で、今回の国民投票と異なっている。